

南城市 パートタイム会計年度任用職員勤務条件（週30時間以上勤務）

| | |
|--------------|---|
| 任用期間 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、再任用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。 |
| 勤務日 | 原則：週5日（原則：月曜日～金曜日） ※職種によって異なる場合有 国民の祝日に関する法律に規定する休日、6月23日（慰霊の日）及び 12月29日から翌年1月3日までは休み。 |
| 勤務時間 | 募集職種一覧のとおり |
| 勤務場所 | 募集職種一覧のとおり |
| 報酬 | 募集職種一覧のとおり |
| 諸手当 | ①通勤手当 2,000円/月～ （日割計算となる職種有り） ※通勤距離が2 km以上ある場合に対象。徒歩、送迎、乗合は対象外となります。 ②その他 期末手当（6月:0.26月・12月:1.3月） 退職手当 無し |
| 休暇 | 年次有給休暇（初年度） ①雇入の日から毎月1日付与 ②雇入の日から6ヶ月継続勤務後、4日付与する（①と合わせて10日） 有給休暇：夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇 無給休暇：産前産後、私傷病休暇、子の看護休暇等 |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 |
| 公務災害 | 市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。 |
| 服務規程 | 地方公務員法に規定するサービスの各規程が適用されます。 ・サービスの宣誓 ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・職務専念義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 |
| 営利企業従事（兼業）制限 | 適用されません。（兼業可・ただし報告いただく内容があります） |